

# 事務組合ニュース

発行所 宮城 SR 経営労務センター

〒980-0014

仙台市青葉区本町1丁目9番5号  
五城ビル405号

TEL 022-225-0272  
FAX 022-225-0254

2013

2

FEB

新たな労働災害防止計画案がまとまる

## 労働災害防止、小売業・飲食店などを重点業種に

労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の分科会は、平成29年までに労働災害による死者および休業4日以上の死傷者の数を、平成24年と比較して15%以上減少させることを目標とする「第12次労働災害防止計画案」をまとめました。

昭和47年の労働安全衛生法の制定により、事業者等の責任が明確化され、安全衛生に関する取組の充実が図られた結果、職場における安全衛生水準は大幅に向上し、労働災害全体に占める製造業と建設業の割合は、昭和51年の66.7%から、平成23年には41.3%にまで減少しています。

一方、労働者が第3次産業へとシフトしたことにより、卸売・小売業、飲食店、保健衛生業などの第3次産業が労働災害に占める割合が、平成3年の28.2%から平成23年には42.4%と増加を続けています。こうしたことから、計画案では、小売業と飲食店で休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させること、社会福祉施設で10%以上（雇用者数に増減がないと仮定した場合には25%以上に相当する水準）減少させ

ることなど、より重点的に災害防止の意識の浸透と向上をはかるとしています。

これらの業種では、主に機械、設備の改善などで災害防止に効果を上げてきた製造業や建設業とは異なり、労働者が滑ったり、つまずいたりすることによる転倒災害、重い物を運ぶことなどによる腰痛災害が多くを占めており、こうした災害を防ぐためには、労働者個人の行動に着目することが必要となっています。

具体的な施策として、小売業では労働災害の多くが発生しているバックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかけることを挙げています。

また、社会福祉施設（介護施設）に対しては、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携して、安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導することとしています。（次ページへ続く）